

一 目 次 一

前文	1
第1章 総則(第1条—第4条)	2
第2章 まちづくりの担い手と役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第1節 町民の役割等(第5条―第7条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2節 町、町長及び町職員の役割(第8条―第10条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3節 町議会及び町議員の役割(第11条・第12条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章 まちづくりの方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ο
第1節 人材育成及び活用(第13条―第15条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ο
第2節 参画と協働(第16条―第19条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3節 住民投票(第20条)1	5
第4章 連携及び交流 (第21条・第22条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5章 条例の検証及び見直し(第23条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
附則 ····································	7

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例の解説

前文

平成17年7月1日、旧余目町と旧立川町の個性と特長を活かし合い、より大きな魅力と活力を生みだすため、庄内町が誕生しました。

私たちの庄内町は、霊峰月山、清流立谷沢川に象徴される美しい自然と豊かな田園、先 人の努力によりつくり出されたおいしい米のルーツ亀ノ尾など、環境を活かし、磨きをか けながら、それぞれの地域に根付く魅力ある文化や伝統、地域を愛する人々を育んできま した。

私たちは、このすてきな庄内町に暮らすことへの誇りを、未来の子どもたちに受け継いでいくため、時代の変化に対応できる庄内町をつくっていかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人とのつながりを深め、協力し合い、より良いまちづくりに挑戦し続けていくことが大切です。

ここに、誰もが幸せを感じられる庄内町を目指し、町民、町及び町議会が、お互いに 力を合わせて進めるまちづくりの基本となる決まりとして、この条例を制定します。

【前文の解説】

◆ 二つの町の合併は、集落の自治活動と同じようにお互いを思いやり、良さを活かし合い、協力してまちづくりを進めることの大切さを再認識する大きな機会となりました。

この条例は、まちづくりの基本となる決まりとして活用していくものです。庄 内町の未来を担う子どもたちも、前文を読むと、庄内町の成り立ちや地域資源の 特長が確認できるようまとめています。

◆ 庄内町が目指すまちづくりの姿を実現するための手立てを明らかにし、町民、 町及び町議会が一緒にまちづくりを進める決意を伝えています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民、町及び町議会が力を合わせて進めるまちづくりの考え方及 び仕組みを定め、誰もが幸せを感じられる庄内町の実現を目指すことを目的としま す。

【条文の解説】

- ◆ この条例を制定する目的を明らかにし、目指す庄内町の姿を示しています。
- ◆ 誰もが幸せを感じられる庄内町を実現するためには、「みんながまちづくりの 主役」という考えのもと、町民、町及び町議会が一緒にまちづくりを実践するこ とが重要です。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりの基本として、町民、町及び町議会が最大限に尊重する大切な決まりです。

- ◆ この条例がまちづくりの基本となる最高の決まりであることを明らかにしています。
- ◆ まちづくりに関わる町民、町及び町議会が、この条例を理解し、実践することでより良い庄内町がつくられます。

(基本原則)

第3条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしたまちづくりを進めます。

- (1) まちづくりに必要な情報(以下「情報」といいます。)を共有し、お互いの理解を深め、協力し合うまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権及び個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが活き活きと躍動するまちづくり
- (3) 人と人とのつながりを深め、自分たちで庄内町を創造する、みんなが主役のまちづくり

- ◆ まちづくりを進める3つの基本原則を示しています。
 - (1) 一緒にまちづくりを進めるためには、情報の共有が欠かせません。
 - (2) 誰もが得意なことを持っています。様々な場面で自分の力を発揮し活躍することが、より良いまちづくりに直結します。
 - (3) 人と人とのつながりは、課題を解決する大きな力となります。

(定義)

- 第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、 住みたくなる、魅力あふれる庄内町をつくり続ける活動をいいます。
 - (2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - イ 町内に住所がある人(以下「住民」といいます。)
 - ロ 町内に通勤又は通学している人
 - ハ 町内で事業を行うもの(以下「事業者」といいます。) その他まちづくりを行 うもの
 - (3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区、地区等の近隣 社会が行うまちづくりをいいます。
 - (4) 町とは、庄内町の町長及び教育委員会、農業委員会その他の執行機関並びにそれらの職員をいいます。
 - (5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力を合わせ、課題の解決に当たることをいいます。

【条文の解説】

- ◆ 共通の理解に立ちまちづくりを進めていくため、この条例で使われる重要な用 語の意味を定めています。
 - (1) 仕事や地域活動、ボランティア活動などで進められる、農業、商工業、観光、教育、体育、文化福祉、環境、防災・防犯といったすべての活動が「まちづくり」です。
 - (2) 庄内町で仕事や勉強、様々な活動を行っている人たちや団体は、まちづくりを進める仲間として欠かすことのできない「町民」です。

「町内で事業を行うもの(事業者)」とは、企業や商店、団体など経済活動 や公益活動を通じて「まちづくりを行うもの」です。

「その他町内でまちづくりを行うもの」とは、事業者以外の自治会や地域 づくり会議をはじめ、体育、芸術、ボランティア団体・サークル等、まち づくりに関わるすべての団体や人のことを指します。

- (3) 「地域活動」とは、集落、学区、地区等で主体的に取り組む活動のことです。
- (4) 「町」とは、役場の組織や仕事、人を指します。
- (5) 町民、町及び町議会それぞれが、まちづくりを進める仲間です。

第2章 まちづくりの担い手及び役割

第1節 町民の役割等

(町民の基本姿勢及び役割)

- 第5条 町民は、世代間の交流及び人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れる庄内町を築くよう努めます。
- 2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

【条文の解説】

- ◆ 町民の活発な活動がまちづくりには欠かせないため、町民の基本姿勢と役割を 示しています。
 - 1 人と人とのつながりが、様々なアイデアを生み、連携してまちづくりを実践する原点になります。
 - 2 誰もが得意なことを持っています。一人ひとりの力の結集がまちづくりに必要です。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動及び社会貢献活動を通じて、庄内町の活性化及び発展につながるよう努めます。

- ◆ 町民としてまちづくりの一翼を担う、事業者の役割を示しています。
- ◆ 事業者は、働き場所やサービスの提供など町民の暮らしに直結する事業活動に加え、ボランティア活動といった社会貢献活動の実践により、町の経済や安心して暮らせるまちづくりに大きく貢献しています。
- ◆ 事業者と従業員がより活発に活動することが、庄内町の元気に欠かせません。

(地域活動の推進)

- 第7条 町民は、地域活動へ積極的に参加し、協力し、心豊かに安心して暮らすことができる地域をつくり、受け継ぎます。
- 2 町民は、お互いのつながりをつくる地域活動の機会を広げ、情報を共有し、自らの地域の課題解決に努めます。
- 3 町は、地域活動の個性及び自立性を尊重しつつ、地域活動の促進及び地域の課題解 決に必要な支援を行います。

- ◆ 地域における町民の主体的な活動が、まちづくりには欠かせないことを示して います。
 - 1 町民は、集落、学区、地区等が行う活動に積極的に参加、協力することが大切です。
 - 2 地域の実情を一番知る町民が、身近なところから課題の解決に取り組むことは まちづくりの大きな力となります。
 - 3 町は、財政的支援だけではなく、情報や人材、研修機会の提供など、地域の主体的な活動をさらに応援していく必要があります。

第2節 町、町長及び町職員の役割

(町の役割)

- 第8条 町は、関係法令、条例、町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。
- 2 町は、専門的な知識及び技術を有し、まちづくりの課題へ的確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ 町の役割と責任を示しています。
 - 1 町は、法令等を守り、町民の提案等を踏まえ、町民の幸せのために、仕事を行い、まちづくりを進める責任があります。
 - 2 町は、様々な職員研修制度の充実等を図り、町職員の育成に取り組むことが大切です。

(町長の役割)

- 第9条 町長は、庄内町の将来像を示し、公平及び誠実に参画と協働のまちづくりを行わなければなりません。
- 2 町長は、多様化するまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導又は監督しなければなりません。

- ◆ 町長の役割と責任を示しています。
 - 1 町長は、まちづくりの幅広い権限を持っていることから、まちづくりの仕組み や町の仕事の仕方に大きな責任を持ちます。
 - 2 町長は、まちづくりのリーダーとして、町職員を育成する責任を持っています。

(町職員の役割)

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実かつ確実な仕事をしなければなりません。

- 2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。
- 3 町職員は、地域の一員としての自覚を持ち、率先して地域活動に取り組むよう努めます。

- ◆ 町職員の役割と責任を示しています。
 - 1 町職員は、町民に多様な意見があることを理解し、意思疎通を図りながら、仕事をすることが大切です。
 - 2 町職員は、広く視野を持ち、知識や知恵、行動力を磨き、より効率的で効果的な仕事を追求しなければなりません。
 - 3 町職員は、積極的に地域活動に参加し、地域の仲間とのつながりを深め、現場から庄内町の課題を拾い上げることが大切です。

第3節 町議会及び町議員の役割

(町議会の役割)

- 第11条 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会 運営に努めなければなりません。
- 2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査を行うとともに、 庄内町の将来を見据えた提言をしなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ 町民の代表機関であり、町の意思決定機関である町議会の役割と責任を示しています。
 - 1 町議会は、本議会等の会議の公開、議会広報紙の発行、議会報告会の開催を はじめ、より多くの町民が町議会活動に関心を持ってもらうための取り組みを 行っていますが、さらに工夫していくことが大切です。
 - 2 町議会は、まちづくりの取り組みを常にチェックし、より良いまちづくりを進める提言をしていくことが大切です。

(町議員の役割)

第12条 町議員は、庄内町の利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

- ◆ 町議員の役割と責任を示しています。
- ◆ 町議員は、町民の意見と庄内町の将来を常に照らし合わせ、より良いまちづく りのために活動することが大切です。

第3章 まちづくりの方法

第1節 人材育成及び活用

(まちづくりの担い手の育成)

第13条 町民、町及び町議会は、町民が主体的に学び活動できる機会をつくり、まちづくりの担い手を育成します。

【条文の解説】

- ◆ まちづくりの担い手となる人材を育成する場を広げていくことが必要です。
- ◆ 「人づくり」がまちづくりの基本であることを町民、町及び町議会が認識を深め、連携して取り組むことが大切です。

(子どもの育成)

第14条 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもの年齢に応じ、 交流及び体験ができる機会をつくり、庄内町への愛着心を持った子どもに育てます。

【条文の解説】

◆ 特に、未来のまちづくりの担い手となる子どもたちが、庄内町の魅力を知り、 人とのつながりを広められる機会をつくっていく取り組みが必要です。

(多様な人材及び地域資源の活用)

- 第15条 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性及び 特長をまちづくりに活かします。
- 2 町民、町及び町議会は、多様で特色ある地域資源を守り育てながら、まちづくりに活用します。

- ◆ 町民誰もが持つ得意なことや、豊富な地域資源をまちづくりに活かすことが大切です。
 - 1 町民が活躍できる様々な機会をつくることが大切です。 様々な機会をつくることは、「やりがい」「生きがい」にも通じます。
- 2 地域資源とは、庄内町の特長である自然環境や歴史文化、景観や名物名産、建物、人材などを指すもので、庄内町の宝物として、磨きをかけ、受け継いでいくことは、まちづくりの大きな柱となります。

第2節 参画と協働

(参画と協働の基本)

- 第16条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に 責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。
- 2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。
- 3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うに当たり、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ これからのまちづくりの柱である参画と協働の基本となる考えを示しています。
 - 1 権利と責任は一体であり、行動することが大切です。
 - 2 町の長所、短所やまちづくりの課題等の情報の共有化を図ることが、参画と協 働のまちづくりに不可欠です。
 - 3 庄内町個人情報保護条例を基本として、個人情報を保護します。

(情報共有の推進)

- 第17条 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。
- 2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価及び改善に至る それぞれの段階において、経過、内容等を明確に説明しなければなりません。
- 3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。
- 4 町は、町民が情報を求め、又は発信しやすい仕組み及び体制を整えます。

- ◆ 町民、町及び町議会が情報を共有することが参画と協働のスタートです。
 - 1 情報の受け手側の目線に立ち、情報発信と公開をすることが重要です。
 - 2 町の仕事の透明性や納得性を確保することに結びつきます。
 - 3 町民自らも積極的に情報を求め、発信することで情報の共有が進みます。
 - 4 情報共有を進めるため、さらに町民目線に立った仕組みと体制を工夫していきます。

(町民のまちづくりの推進)

第18条 町民は、様々な活動又は仕事をしている人たちと連携してまちづくりに取り組み、交流の拡大及び仲間づくりを進めて、活力ある庄内町をつくるよう努めます。 2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

- ◆ より良いまちづくりには、町民の皆さんのより活発な行動が欠かせません。
 - 1 体育、芸術、ボランティア等の様々な団体やサークルが主体的に活動しています。町民は、それぞれの得意分野の活動に積極的に関わり合いを深め、まちづくりに参加することが大切です。
 - 2 財政的支援だけではなく、情報や人材、研修機会の提供等、町民の主体的な活動をさらに応援していく必要があります。

(参画と協働の推進)

- 第19条 町及び町議会は、町が設置する審議会等の委員の公募、懇談会の開催等、より 多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組み及び体制を 整えます。
- 2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等(以下「提案等」といいます。)を出しやすい仕組みを整えます。
- 3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し、誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

【条文の解説】

- ◆ 町民、町及び町議会が、共に考え、力を合わせ、まちづくりの課題の解決に当 たっていくことが大切です。
 - 1 町民が直接、町や町議会に関わる仕組みとして、町では「まちづくり懇談会」 「くるま座トーク」の開催、審議会等の委員の公募を実施し、町議会では「本会 議の公開」「議会報告会」等を行っています。

より幅広い町民が主体的に関わることのできる仕組みや体制をつくっていくことが重要です。

- 2 町民が、間接的に町に提案等ができる仕組みとして、「パブリックコメント」「まちづくり提案箱」「みんなの声」等の取り組みを行っていますが、町や町議会に対し、より提案等がしやすい仕組みをつくり、町の仕事を公正で透明性が高いものにしていくことが大切です。
- 3 提案等の趣旨を踏まえ、誠実に対応することが大切です。

第3節 住民投票

(住民投票制度)

第20条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 前項の制度を設ける場合は、条例で定めることとします。

- ◆ 町民、町及び町議会がお互いに話し合いを重ね、信頼と協力関係を築きあげながら、庄内町の課題の解決を図っていくことが、まちづくりの基本です。
- ◆ 住民投票制度は、住民の賛否の意思を直接確認する方法の一つです。地方自治 法に定める手続きにのっとり、住民投票が実施できることを確認するためのもの です。

第4章 連携及び交流

(町出身者、町外の人々等との連携及び交流)

第21条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者 等庄内町に関わり、関心を持つ町外の人々との連携及び交流を深めます。

【条文の解説】

- ◆ 町内の地域資源の再発見や、より良いまちづくりの進め方、情報発信力の強化は、外からの目線を積極的に取り入れることで、より効果が上がります。
- ◆ 町外に暮らす町出身者等との連携と交流を進めることは、広い視野に立ったま ちづくりの推進や"庄内町ファン"を増やすことにつながります。

(他の自治体等との連携)

第22条 町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携 を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

【条文の解説】

◆ 国や県、他の市町村のほか、農協や商工会、大学といった機関団体との関係を 深めることは、課題解決力を強めることになります。

第5章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

- 第23条 町は、この条例の目的が達成されているか、5年を超えない期間ごとに検証を 行い、必要に応じ見直しを行います。
- 2 前項に定める検証及び見直しは、参画と協働のもとで行います。

【条文の解説】

- ◆ 参画と協働により、条例の検証と見直しを継続して行うことを明らかにしています。
 - 1 この条例は、つくることが目的ではなく、この条例を町民、町及び町議会が実践し、育て、社会の変化に合わせ進化させていくことで、より良いまちづくりが実現します。
 - 2 町民、町及び町議会が共に考え、力を合わせて、この条例の検証と見直しを行います。

附則

この条例は、平成24年7月1日に施行します。